

保護者 各位

春日井市立山王小学校長

清水 裕 介

## 非常時の登下校について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。先月の南海トラフ地震臨時情報発令を受け、地震・台風などによる非常時の登下校については、次のようにいたします。ご家庭でもお子さんと確認し、非常時に備えていただきますようお願いいたします。

### 1 地震について

#### (1) 気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

ア 登校前であれば、通常通りの登校とします。

イ 登校後であれば、通常通りの教育活動を行います。ただし、「巨大地震警戒」「巨大地震注意」が発表された場合は、校外学習を延期または中止とします。

#### (2) 愛知県西部（春日井市）に震度5弱以上の地震が発生したとき

ア 登校前であれば、学校や通学路等の安全が確認されるまで自宅待機となります。

イ 登校中に大きな揺れが発生したら、自宅が近く保護者が家にいる場合は自宅へ向かい、学校が近く保護者が家にいない場合は学校へ向かい、緊急避難場所が近い場合は緊急避難場所へ向かってください。登校した場合は学校待機とし、ウと同じ対応になります。

本校校区内の緊急避難場所：寺地公園、地藏ヶ池公園、勝川公園、勝川北山公園、川添公園、大和公園の6か所です。

ウ 登校後であれば全員学校待機とします。保護者の方には、過日提出いただいた「緊急時引き渡し・連絡カード」に従い、速やかにお迎えをお願いします。

### 2 「特別警報」について

「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。特別警報は、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類です。発令された場合は、ただちに命を守る行動をとってください

#### ○ 春日井市に特別警報が発令されたとき

ア 朝7時の段階で発令されていれば臨時休校になります。状況によっては、避難所に避難することになると考えられます。

イ 登校後であれば、児童全員学校待機とします。特別警報は解除に時間がかかることが予想されます。解除された後、保護者の方には、過日提出いただいた「緊急時引き渡し・連絡カード」に従い、速やかにお迎えをお願いします。

### 3 市町村が発表する大雨等による警戒レベルに応じた対応について

ア 春日井市に「警戒レベル4以上」が発令された場合

「春日井市に特別警報が発令された場合」と同様の対応とします。

イ 春日井市に「警戒レベル3以下」が発令された場合

原則として、平常通り登校です。しかし、道路の冠水、河川の増水、橋の破損などにより登校が危険な時は、自宅待機させてください。その場合は、学校へご連絡ください。（山王小学校 Tel 31-5197）

#### 4 春日井市に「暴風警報（暴風雪警報）」が発令された場合の対応について

##### (1) 児童の登校前に発令されたとき

	午前6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	
授	午前7時前に 警報解除		午前7時～11時までに 警報解除				午前11時以降 も警報発令中	
業	平常通り授業実施		5時間目から授業開始				休校(授業中止)	
給食	前日に「給食なし」とお 知らせした場合は <u>非常用給食</u> を提供		※昼食を済ませてから登校  通学班の集合時刻は、 <b>12時50分</b> です					
<p>暴風警報解除の確認は、午前7時と午前11時の2回です。 午前11時までに解除された場合は、5・6時間目の授業だけになります。 (解除は12時のニュースでご確認ください)</p>								

ア お子さんは、登校中に警報が出たことを知った場合、登校せずに帰宅します。

イ 道路の冠水、河川の増水、橋の破損などにより登校が危険な時は、自宅待機させてください。その場合は、学校へご連絡ください。

ウ 給食の有無については、春日井市の食育推進学校給食会からの連絡を受け、前日にお子さんを通じてお知らせする場合があります。

##### (2) 児童の登校後に発令されたとき

ア 授業を中止し、安全を確認して、速やかに通学団ごとに「**帰宅**」させます。

ただし、提出いただいた「緊急時引き渡し・連絡カード」の「2 緊急避難下校時の下校方法」で「迎えを待つ」を選択されたお子さんは、学校待機します。

※「暴風警報」が発令された場合、なかよし教室・子どもの家は、開設されません。左記以外の預かり施設の開設の有無については、ご家庭で確認をお願いします。

イ 校区内に避難勧告地域が発令された場合、あるいは通学路の通行が危険で、お子さんの帰宅が困難と認めた場合は、校内の安全な場所に集めて待機させます。

#### 5 春日井市に「大雨警報」や「洪水警報」が発令された場合

ア 登校前に発令された場合は、原則として通常通りの授業を実施します。ただし、ご家庭で登校が困難であると判断した場合は、その旨を学校に連絡し、自宅待機を行ってください。

イ 登校後に発令された場合は、通学路の安全が確認されるまで学校で待機させます。なお、時間帯によっては、保護者の方等のお迎えを依頼することがあります。

#### 6 その他の異常気象の場合

ア 家にいるときは、ご家庭の判断によって登校させてください。

イ 下校時は、危険がなくなるまで学校に待機させます。